

子どもの貧困対策の現状と課題

——生活困窮者自立支援との関連を視野に入れて

同志社大学名誉教授 埋橋 孝文

1. はじめに

子どもの貧困については、本誌上で数回にわたって特集を組み、また、科研プロジェクトの研究成果を3巻の本にまとめて世に問うた^(注1)。その後、現時点で、子どもの貧困対策法制定（旧法、2013年6月）から9年、新法（2019年6月改正）から3年が過ぎた。同法は第7条で「政府は、毎年1回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策実施の状況を公表しなければならない」と規定している。続く本稿の2. ではこの実施状況の資料をもとに、子どもの貧困はどのように推移し、貧困対策はどのような成果をあげ、課題がどこにあるかをみる。これまでの先行研究でこの資料を詳しく検討しているものはほぼ見当たらない。

子どもの貧困対策の事務局は内閣府が担当しているが、生活困窮者自立支援法（以下、生困法という）を所掌するのは厚生労働省である。同法にもとづいて子どもの学習・生活支援事業が展開されているが、その動向もまた子どもの

貧困と密接に関係する。本稿の3. では、同法での子どもの貧困対策の位置づけについて考え、併せて、子どもの貧困対策と生活困窮者自立支援政策が一部重複しつつも相互に独立して運用され、その結果、どちらにも好ましくない結果をもたらしていることを示す。

最後に、筆者は日本財団の「第三の居場所」事業をめぐる研究プロジェクトのメンバーであったが^(注2)、同プロジェクトがおこなった量的・質的調査の結果が貧困対策に示唆する点をまとめる。同事業は貧困や困難を抱える子どもおよび保護者へのケアについて豊富な実践経験をもち、そこから今後に向けての有益な示唆が得られることが期待される。

以上、内閣府、厚生労働省、公益財団法人という3つの異なる組織の資料を用いて、子どもの貧困の実態把握と政策の評価に多角的な視点から迫る。

2. 子どもの貧困と対策の推移(2008年～2020年)

子どもの貧困の状況

最初に「子どもの貧困の状況」を簡単にみる。資料は現時点で入手できる最新の資料^(注3)であるが、2020年までしか公表されていない。

まず貧困率についてみれば、16.3%(ひとり親世帯 54.6%)(2012年)⇒13.9%(ひとり親世帯 50.8%)(2015年)⇒13.5%(ひとり親世帯 48.1%)(2018年)と緩やかに低下している（「国民生活基礎調査」

による)。新大綱以降追加された養育費関係は2016年以降更新されておらず趨勢がつかめない。同様に、ひとり親世帯に関する就業率や、新大綱で追加されたひとり親の正規職の割合、公共料金の未払い、食料または衣服が買えない、頼れる人がいないなども更新されておらず趨勢がつかめない^(注4)。

教育の支援に係る進学率については、生活保護世帯の子どもの高校等進学率（2013年90.8%⇒2020年93.7%）、大学等進学率（同32.9%⇒37.3%）、ひとり親家庭の子どもの高校等進学率（2011年41.6%⇒2016年58.5%）というように上昇傾向にあることがうかがえる。ただし、全世帯平均の数字との比較がほしいところである。

スクールカウンセラー（以下SC）の配置率は2012年以降かなり急速に上昇している（小学校2012年37.6%、2019年84.7%、中学校同82.4%、91.1%）。それに対して、新大綱で追加されたスクールソーシャルワーカー（以下SSW）の増加程度は調査年度が近接しており、即断できない（小学校2018年50.9%、2019年54.2%、中学校同58.4%、59.7%）。「SSWによる対応実績のある学校の割合」という指標は曖昧でミスリーディングである。少なくともSCと同じ定義（配置率）、できればどちらも正規換算した職員数（割合）などの指標に代えるべきである。

以前指摘したことであるが、現在の子どもの貧困指標にはアクティビティとアウトプットに関する指標が極端に少なく、ほとんどが貧困率に代表されるようなアウトカム指標である^(注5)。わずかにあるアクティビティとアウトプット指標が上のSCとSSWの指標であり、もう一つは就学援助制度の周知状況に関する指標と「新入学児童生徒学用品費などの入学前支給の実施状況」である。後者の数字が短期間で増加していること（周知状況2017年65.6%、2020年78.7%、入学前の実施状況小学校、2018年47.2%、2020年82.3%、中学校同56.8%、83.8%）は好ましい

傾向である。ただし、指標としてはやや些末的であり、恣意的に操作される余地があることに注意が必要である。

傾向と指標

以上、子どもの貧困と対策の推移を簡単にみたが、そのことからどういうことがいえるのであろうか。

第1に、貧困率には穏やかな低下傾向が見て取れるが、2008年～2020年の間に更新されていない指標が多く、傾向を確認できなくなっている。第2に、大綱における「子どもの貧困に関する指標」は「①関係施策の実施状況や②対策の効果を検証するため」に設けられたものであるが、そのどちらの目的からしても不十分なものにしかっていない。もちろん効果（アウトカム）には政策・施策以外の経済状況や雇用状況などの「外部要因」も大きく影響するため因果関係を解明するのは容易なことではないが、たとえば2012年～2020年の子どもの貧困率の漸減傾向がどういう背景からそうなるかを考える手立てとなるような指標がほしいところである^(注6)。

第3に、対策に関しては政策主体がコントロール可能なアクティビティ、アウトプットの指標が、SC、SSW、就学援助制度の周知状況、「新入学児童生徒学用品費などの入学前支給の実施状況」などごく少ないことがやはり問題である。以前の指摘と一部重なるが、全般的に次のような各項目の指標設定が必要である。

- ①ひとり親世帯の収入が全世帯の収入に占める割合、②ひとり親世帯収入に占める勤労収入の割合、③非正規職賃金と正規職賃金の比率、④生活保護や就学援助制度に関わる指標（たとえばひとり親世帯の生活保護や就学援助制度の受給率、教育扶助を受けている子どもの数と割合）、⑤児童手当や児童扶養手当の支給状況の指標、⑥ヤングケアラーに関する指標、⑦児童養護施設退所者が正規職に就く割合、⑧給食の実施

普及率、⑨SSWに関する指標の改善など。
とりわけ生困法関係の次のような指標が、子どもの貧困対策の指標に追加されるべきである。

- 1) 各事業の自治体実施割合：子どもの学習支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、一時生活支援事業（いずれも任意事業、表1はそれぞれの指標の傾向を示している）。
- 2) 自立相談支援機関における事業従事者数（うち、支援員の実人数）、2018年度5179人（4991人）
- 3) 就労準備支援事業従事者数（同上）、2018年度1640人（1503人）
- 4) 家計相談事業の従事者数（同上）、2018年度928人（849人）
- 5) 学習支援事業の従事者数（この項目は厚

生労働省社会・援護局「平成30年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査集計結果」では集計されていない）。

6) 上記各事業の利用人数

7) 上記各事業の予算額

内閣府が事務局となっている子どもの貧困対策にあっても文部科学省と厚生労働省が担当する施策が中心である。しかし、2013、14年の子どもの貧困対策の法律、大綱にもとづく施策と厚生労働省所管の2015年の生困法に基づく施策が、相互の連携なしに動いているように思える。次回の子どもの貧困対策大綱の改正は2024年10 - 12月、生困法の改正は2023年4 - 6月に予定されているようであるが、その改正時には上のような指摘をぜひとも踏まえてほしい。

表1 生活困窮者自立支援法に基づく各事業実施自治体数（割合）

	2014年 (モデル事業) 自治体数 (割合)	2015年 自治体数 (割合)	2016年 自治体数 (割合)	2017年 自治体数 (割合)	2018年 自治体数 (割合)
子どもの学習支援事業	184	301 (33%)	417 (46%)	506 (56%)	536 (59%)
就労準備支援事業	100	244 (27%)	353 (39%)	391 (43%)	435 (48%)
家計相談支援事業	80	200 (22%)	301 (33%)	361 (40%)	403 (45%)
一時生活支援事業	57	176 (20%)	229 (25%)	258 (29%)	277 (31%)

出所) 第17回社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（2022年7月29日）資料2

3. 生活困窮者自立支援事業の見直しに向けての議論と子どもの貧困

審議会議事録から

上で挙げた1)～7)の指標は、生困法下の施策が子どもの貧困に大きく関係していることを示している。以下では、「社会保障審議会『生活困窮者自立支援及び生活保護部会』」議事録をもとに、「子どもの学習支援」事業（2018年の法改正後は「子どもの学習・生活支援」事業）をめぐる主要論点を探っていく。なお、同部会

1回～11回（2017年5月～12月）は、2018年の法改正に向けて開催されたもので、第14回（2022年6月）以降は次の法改正に向けて検討をおこなっている。

法改正に伴う上記事業名の変更については、従来の学習援助に加えて、事業内容に「子ども及び当該子どもの保護者に対し、子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事

業」他が加わったためである。ここに「保護者」が挙げられていることに注目したい^(注7)。

こうした変更は第4回部会(2017年7月)での奥田知二委員の次のような発言によって触発されたものでないと思われる。

「・・・結局、子どもの貧困と言えども世帯収入ですから、そうなると親のことにになります。・・・8つの論点整理のときに子どものための世帯支援という言葉が8つの中に入って、あれは非常に良かったと私は思うのです。・・・率直に親御さんのところに行って、あなたはどうしますかと言うと大体ノーサンキューなのですけれども、子どもさんのことで相談に来ましたと言うと世帯の中に入れてしまうのです」。

なお、奥田委員の次のような発言もあった。

「保護者支援が46.6%・・・ということなのですが、中身がわかれば、保護者に対する支援の中身はいったい何だったのか。・・・今後データを出していただければと思います」。

筆者は「学習・生活支援」にあたっての保護者への働きかけが重要であると認識しているが^(注8)、この点は次の4.で日本財団の資料を検討するところで議論する。

学習・生活支援事業の実施割合

部会の報告が2018年12月に公表された。ここでは、学習支援事業を実施する自治体が増えていること、生活困窮世帯の子どもは「居場所の提供や生活習慣・環境及び社会生活の向上、『子どものための世帯支援』としての親への養育支援も求められていることを踏まえれば、こうした学習支援以外の取組も行われることは重要である」と述べられている。

子どもの貧困関係では、生活保護世帯の子どもの大学進学、高校中退者の問題、世帯分離や給付奨学金など多くの種類の課題が議論されているが、ここでは紙幅の関係上割愛せざるを得ない。

なお、第14回部会(2022年6月)以降、次の法改正に向けた検討が始まっている。第17回部会(2022年7月29日)は子どもの貧困対策を主要テーマとして取り上げ、下記のような最新データが紹介された。

第1に、学習・生活支援事業実施自治体の数と割合の推移が示され、2019年以降、6割程度から伸びが鈍化している(2019年582自治体、64%、2020年580自治体64%、2021年587自治体65%)。

第2に、同事業の利用人数が2019年に急増したが(2016年2万3635人、2017年3万1853人、2018年3万3192人、2019年5万6695人)、2020年にはコロナ禍の影響から落ち込んだ(3万8594人)。

第3に、生活支援(保護者に対する支援)の内容別の自治体の実施割合が示された。「養育に必要な知識の情報提供」75.5%、「家庭訪問などによる相談支援」67.6%、「各種支援施策の情報提供・利用勧奨」75.5%などである。これは先述した奥田委員の要請にこたえて提出された統計数字と思われる。ただし、家庭訪問なども極端な話1回でも行えばそこにカウントされる性格のものであり、指標として適切なものではない。

第4に、事業参加にあたり、親の自立相談支援機関への相談(登録)の必須割合が示された(必須にしている28.0%、していない72.0%)。なお、必須としていない場合の対応については、「親を自立相談支援機関につなげている」35.8%、「親を自立相談支援機関につなげていないが、学習支援事業者が親支援を行っている」23.1%、「その他」41.0%となっている。しかしこの数字も「内容」と「程度」を不問にしており、適切なものではない。

なお、次の法改正に向けての全体の大きな論点としては、相談支援事業を中心とした生困法と、ケースワークをしながらも給付がある生活保護制度との関係、連携のあり方が挙げられている。この点に関して、子どもの学習・生活支

援事業では、生困法と生活保護制度がある意味「一体的」あるいは「重なり合い」ながら実施されているという特徴がある。というのも579自治体のうち550自治体が生活保護世帯を対象に含めており、事業参加者の33.4%が生活保護世帯となっているからである（2020年度速報値による）。ともあれ、両制度の関係をめぐる今後のあり方を明らかにするためには、両制度

の個々のスキームごとに対象者を共通にできるかどうかを一つひとつ点検していくしかない。また、子どもの学習・生活支援に関して「包括的な支援を行うため、自立相談機関が全体のコーディネート機能を発揮することにより、世帯全体への生活支援を行うべきではないか」という論点が浮上している。それらをめぐる議論を筆者にとっての今後の課題としたい。

4. 日本財団「第三の居場所」事業調査が示唆する点

子どもに起きた変化（効果）

公益財団法人日本財団は、2016年11月以降「子ども第三の居場所」事業（以下、「第三の居場所」事業という）を全国で展開しており、2022年7月段階でその事業は37都道府県122拠点に達している。今後2025年までにその規模を500拠点にまで拡大するという。この事業は「安心して過ごせる居場所で、小学校低学年から『生き抜く力』（基本的な生活習慣、自己肯定感や人や社会とかかわる力などの非認知能力と認知能力）を育むことを目標としている。その対象者は生活困窮世帯、ひとり親、共働き孤立、虐待、ネグレクト、不登校、発達障害など、さまざまな困難を抱えた子どもである。

筆者は日本財団の「子どもの貧困／子どもの居場所政策提言有識者タスクフォース」の委員をほかの4人の有識者ととともに務めた（2020年9月～2022年3月）。以下では、筆者の任期中におこなわれた2つの調査（注9、以下、調

査1、調査2という）をもとに、日本財団のこの事業が、内閣府「子どもの貧困対策」や厚生労働省「生活困窮者自立支援政策」に対して示唆する点を検討する。

「第三の居場所」事業では「子どもが将来自立する力」を育むために、①自己肯定感、②生活習慣、③人や社会とかかわる力、④学習習慣の4つの要素が大事と考えられてきた。表2は「自立する力を育むために有効であったこと、重要であったことは何だと思われますか」（複数回答可）に対する拠点の回答であるが、自己肯定感に関連することが多くを占めていたのが特徴的である。

私たちも『子どもの貧困／不利／困難を考えるⅢ』（2019年）で次のように述べた（p.5）。第1に、「貧困家庭の子どもの間ではそうでない子どもに比べて自己肯定感が有意に低いこと」、第2に、児童養護施設や学校では「自己肯定感の低い子どもにはなかなか効果を挙げに

表2 「子どもが将来自立する力」を育むための4つの要素（重要視した拠点数、割合）

「子どもが将来自立する力」を育むための4つの要素	
自己肯定感	24 / 27 (88.9%)
生活習慣	13 / 27 (48.1%)
人とかかわる力	13 / 27 (48.1%)
学習習慣	13 / 27 (48.1%)

出所) 調査1の回答結果を再集計。

くいこと」、したがって「まずその自己肯定感を引き上げることが肝要であること」、第3に、「自己肯定感は、主体性・意欲をはぐくみ、そこから自立生活を築いていくうえでの根幹に位置づけられるキー概念」であること、である。こうした自己肯定感の重要性に関する指摘は「第三の居場所」事業拠点の責任者も共有する考えであることが示された。

調査2は、①子ども調査、②保護者調査、③拠点マネージャー・子ども別調査、④拠点共通調査の4種類からなる。本稿に關係する調査目的は、子ども別、保護者別に「第三の居場所」の効果を把握することである。

同調査で私たちが注目するのは、保護者の状態と子どもの状態との關係である。以下は保護者の変化と子どもの変化が統計的に有意に相關している主な結果を抜き書きしたものである。

「保護者自身の生活習慣・余力・つながりの活動に効果があった家庭の子どもほど、子ども自身の生活習慣・余力・つながりが改善している」(χ^2 乗検定、1%水準で統計的に有意)。

「保護者自身の余力が向上した家庭の子どもほど、子ども自身の学習習慣が向上している」(χ^2 乗検定、5%水準で統計的に有意)。

「保護者自身のつながりが改善した家庭の子どもほど、子ども自身の生活習慣・学習習慣・つながりといった活動全体が改善している」(χ^2 乗検定、0.1%水準で統計的に有意)。

「保護者自身の生活習慣などの活動が改善した家庭の子どもほど、子ども自身の心理的状态も改善している」(χ^2 乗検定、1%水準で統計的に有意)。

「保護者自身の生活習慣などの活動が改善した家庭の子どもほど、子ども自身の自己肯定感や未来志向、共感が改善しており、学校などへの適応が円滑に進んでいる」(χ^2 乗検定、1%水準で統計的に有意)。

上の結果は、「第三の居場所」事業での保護者(親)への働きかけによって保護者(親)の

生活習慣や余力、つながりが改善すれば、それが子どもの状況(学習習慣やつながり、心理的状态)の改善・向上にも影響していることを示す。

ちなみに84%以上の拠点で子どもの保護者への支援がおこなわれており、保護者自身の困難に関する面談も4割を超えている。そうした保護者(親)への支援が子どもの「第三の居場所」事業にあたって重要であると捉えられている。

保護者(親)への働きかけの具体的内容

生困法の2018年改正に伴う学習支援から学習・生活支援への名称変更にもなっており、事業内容に「子ども及び当該子どもの保護者に対し、子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業」他が加わったが、そうした事業の妥当性に関するエビデンスを上記調査2は提供している。ただし、この事業内容ではあくまで子どもの事柄について保護者に助言するというものであるが、日本財団の「第三の居場所」事業はそれを越えた保護者自身の事柄(困りごとなど)への支援にも及んでいる。

先にふれたように、社会保障審議会『生活困窮者自立支援及び生活保護部会』第17回部会で生活支援(保護者に対する支援)の内容別の自治体の実施割合が示された。しかし、それらの具体的内容は集計結果からは判明しない。

ここでは、日本財団の調査1に立ち戻って、保護者への働きかけの中身を検討する。これらの検討を通して浮き彫りになる保護者への働きかけ(子どもの事柄と親自身の事柄の両方を含む)は、今後の生困法下の学習・生活支援事業にとって示唆に富む。

以下は、調査1で、「家庭／保護者とのかわり、支援」に関する【補足・自由回答】記述をもとにしており、13事業所のうち4事業所が自由回答欄で保護者(親)への働きかけに言及している。少し長くなるが、ほぼ全文を紹介する。

「・・・極端な生活状況の厳しさから様々な問題が露になっており、拠点としてソーシャルワークを行う必要のある家庭も多くありました。そういった家庭とのやり取りを通して、『自立する力』が育まれていないのは、経験や場面の不足により子どもの能力が不足しているということではなく、子どもの能力が十分に発揮できない生活環境のまま放置されていることが問題なのではないかと考えるようになりました」

「子ども、・・・拠点がお子さんをお預かりする目的として、お子さんを支援することが第一ですが、保護者の方が就労に専念していただくことも重要視しています。親が仕事につき、税を納め、生活に必要な収入を確保し、社会人としての姿を子に見せることも教育であり、子育てであると考えています。それができれば、生活保護等を受給すれば働かなくても生活できるといった社会的相続をなくし、自立する力に働きかける経験にもなると思います。・・・拠点では保護者が就職先を見つけ、生活保護の対象から外れたケースが1件だけあります。しかし現実には厳しく、コロナウィルスによる業績不振で退職を勧められ、退職されたようです。具体的な成果はまだ挙がっていませんが、子どもの自立する力を育むためには、保護者も支援していく必要があると思います」

「第三の居場所は、子どもも大人も関係なく、安心していられる場所だと考えています。保護者にとっても、安心して相談できる場所となり、家庭の支援をすることで、子どもたちの生活環境をより良いものにできると、考えています」

「・・・は体験活動を基本に活動しています。その利点をここにあげさせていただきます。体験活動は親子参加が原則となっております。依ってイベント開催には普段会えない父親とお会いしたりシングル親は近い将来

の伴侶を同伴してくれます。そこで体験活動を共にしてもらおう。・・・子供がなぜできないのだろう？と悩む親も、そこで、スタッフへ声かけや相談を話しかけてきます」

要約すれば、第1に、子どもの能力が十分に発揮できない生活環境が根本にあり、したがって、「社会的相続」を断ち切ることが重要で、子どもの自立する力を育むために保護者・家庭に対しても支援していく必要がある。第2に、親子が参加する体験活動などを通して声掛けや相談の機会を確保する。第3に、こうした親への働きかけは子どもの学習・生活支援に限られず、親の就労などの生活問題の相談やアドバイスなども含まれる、ということになる。しかも、こうした3点は、子どもも大人も安心できる「第三の居場所」の場を通して実行可能である。

上記の内容は、生困法の学習・生活支援事業にとってもきわめて示唆に富む。先に保護者に対する生活支援の具体的中身が不明確であることを指摘したが、上記3点はそれを補っている。しかも、豊富な事業実践をもとに導かれたものであり、その意味で貴重であり、生困法の学習・生活支援事業だけでなく、現在、予算措置を講じて準備中の政府の「居場所」事業にとっても示唆に富むものと考えられる。

むすびに代えて

本文の内容を要約し、いくつかの提言を最後に述べる。

子どもの貧困と対策について「関係施策の実施状況や対策の効果を検証する」ための指標が設定されているが、その指標は十分なものではなく、その結果、実施状況を正確に反映することができず、また、効果を適切に検証できないことになっている。たとえば、指標の原統計は3年以上の間隔で調査されるものが含まれ、「毎年1回」公表される子どもの貧困統計では新規更新されていない指標が少なからず散見される。したがって1年ごとに政策のプロセスをモニターすることができない。

さらに、施策のアクティビティやアウトプットに関する指標が少なく、どのような経路を経て現状の変化がもたらされたのかが判明しない。アクティビティやアウトプット（施策内容や施策の量・規模を測るもの）とアウトカム（代表的には子どもの貧困の緩和・低減など）の関係を探れるような指標の開発が望まれる。もし、両者の関係が探れない場合には、施策の直接的な指標ではなく、別（外部）の労働市場の状況や賃金の推移、不平等度などのマクロ的な社会経済指標とアウトカムの関係の検討に移らざるを得ない（注10）。

生活困窮者自立支援法の子ども支援について、2018年改正で従来の学習支援から学習・生活支援に変更になったことは前向きに評価できる。ただし、この事業の自治体での実施割合がこの2-3年伸びが鈍化していることが気になる。今後、学習・生活支援の「生活支援」が、①子どもの生活支援なのか、②子の養育に関する親への支援なのか、③親自身の生活に対する支援も含まれるのか、が明確になっていくことが望ましい。筆者自身は、③も含まれるべきという立場に立っている。

日本財団「第三の居場所」事業の調査研究によって、子どもの自己肯定感の醸成が肝要であること、また、保護者に対する生活支援が子どもの生活習慣、心理的状況、自己肯定感に好ま

しい影響を与えていることが立証された。保護者（親）への支援が肝であり（注11）、親子ともに参加する体験活動が有益であることなどが明らかになった。もっともこれらは自記式アンケートで明らかになったもので、親への生活支援の詳細については、別途、聞き取り調査などで補足していく必要がある。

以上、三つの異なる組織の異なる支援事業、活動を見たが、気づくのは、第1に、内閣府の子どもの貧困対策と厚労省の生活困窮者自立支援策がそれぞれ別個に運営され、動いていることである。子どもの貧困対策に生困法関係の指標が含まれていないことは問題含みであるし、逆に、生困法関係の子どもの貧困対策が従来「学習支援」に特化して実施されていたことは課題の矮小化につながりかねない。「学習・生活支援」に変更されたことで「保護者（親）への生活支援」へと射程が広がったことは好ましい変化である。第2に、その親への生活支援に関して先行する日本財団の経験から豊富な示唆を得ることができる。折りしも、厚労省は2022年度「子どもの居場所支援モデル事業」のための予算を計上したが（国2分の1、市2分の1）、その事業の円滑な遂行のためにも日本財団の「第三の居場所」事業のこれまで積み重ねられてきた経験は参考になると思われる。

以上を指摘して結びに代えたい。

- (注1) 『Int' lecowk』 通巻 1035 号 (2013 年 11 / 12 月)、1045 号 (2014 年 11 / 12 月)、1058 号 (2016 年 3 月)、1067 号 (2017 年 2 月号)、1078 号 (2018 年 3 月)、埋橋孝文・矢野裕俊共編著 (2015) 『子どもの貧困／不利／困難を考える I - 理論的アプローチと各国の取組み』(ミネルヴァ書房)、埋橋孝文・大塩まゆみ・居神 浩共編著 (2015) 『子どもの貧困／不利／困難を考える II - 社会的支援をめぐる政策的アプローチ』(ミネルヴァ書房)、埋橋孝文・矢野裕俊・田中聡子・三宅洋一 (2015) 『子どもの貧困／不利／困難を考える III - 施策に向けて総合的アプローチ』(ミネルヴァ書房)
- (注2) 日本財団「子どもの貧困対策タスクフォース」委員 (2020 年 9 月～2022 年 3 月)
- (注3) 「2020 年度子供の貧困の現状及び子供の貧困対策の実施状況」第 17 回子供の貧困対策に関する有識者会議 (2021 年 7 月 28 日) 配布資料
- (注4) 一部原資料の統計調査が 3 年以上の間隔で行われていることが新規更新されていない理由である。
- (注5) 埋橋孝文「子どもの貧困対策の指標を考える」埋橋編 (2022) 『福祉政策研究入門 - 政策評価と指標 第 1 巻』第 9 章 (明石書店)
- (注6) さしあたり、以下のような指標を考えることができる。失業率、最低賃金／平均賃金、ひとり親世帯の収入／子どものいる 2 人世帯の収入、ジニ係数など。
- (注7) 改正生困法の解説書である岡部 (2018) p.43 では「学習と生活の両面からの支援を行うようにしました」とあるが、「保護者」の文言、言及が抜けている。
- (注8) この点については赤石千衣子の次の指摘に教えられることが多かった。「……子ども食堂のその次に、親を含めた世帯へのソーシャルワークが必要となる。」(「子ども食堂だけでは足りない 子どもの貧困対策」、Yahoo News、2016 年 3 月 20 日)
- (注9) 調査 1「『第三の居場所』の実践から学ぶ『子どもの自立する力をはぐくむための本質的要件調査』(2020 年 11 月)、「第三の居場所」35 拠点に配布、回収数 27 拠点、回収率 77.1% (「子ども第三の居場所にかかる官民合同会議」参考資料(アンケートの調査・回答まとめ)から)。調査 2「子ども第三の居場所事業のアンケート調査分析」(2022 年 4 月)、配布拠点数 34、回収数 32 拠点、回収率 94.1%、子ども調査：有効回答数 344 件、保護者調査：有効回答数 305 件 (wha_pro_chi_26.pdf (nippon-foundation.or.jp)2022 年 9 月 30 日閲覧)
- (注10) あるいは、子どもの貧困率の緩和という最終目標が「外部要因」の影響を免れないとして、そうした影響を受けない「中間成果」を新たに考えるというやり方もある (秋吉 2017、pp.171-172)。「中間成果」の指標を具体的に検討することは筆者の今後の課題である。
- (注11) ヤングケアラー支援に関わる次の引用文も参考になる。
「親子を『まとめて支える』ことは、『地域での子育て』という西成でよく聞かれる理念の具体的な定義であると言えよう。・・・意思決定を尊重することは、親と子どもをともにサポートすることでしか可能にならない。親をサポートすることでネグレクト状態を防がなかったら、子どもは地域で暮らすことを選べない。ヤングケアラー支援においては親支援が鍵となる」(村上 2022、p.221)。

参考文献

- 秋吉貴雄 (2017) 『入門 公共政策学』(中公新書) 岡部卓編著 (2018) 『生活困窮者自立支援 - 支援の考え方・制度解説・支援方法』(中央法規)
- 村上靖彦 (2022) 『ヤングケアラーとは誰か - 家族を“気づかう”子どもたちの孤立』(朝日新聞出版)